

年 月 日

和歌山県定住支援住宅管理機構
和歌山県住宅供給公社理事長 様

空き家バンク登録申請書

住 所

氏 名

(※記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。)

このことについて、わかやま空き家バンク管理運営要綱(以下「要綱」とする。)に定める制度の趣旨等を理解し、要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申請します。

1 登録情報について、和歌山県、市町村及びわかやま和み暮らし推進協議会住宅部会が委嘱した「住宅協力員」と情報を共有することを承諾します。

※「住宅協力員」とは、県内の宅地建物取引事業者で、市町村等と連携して空き家の賃貸借等に係る宅地建物取引の契約支援を行う、わかやま和み暮らし推進協議会住宅部会が委嘱した者をいいます。

2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(別記第2号様式)及び写真(外観、内部、周辺環境)のとおりです。

※外観写真がない場合でも登録は可能ですが、できる限り添付願います。

3 登録内容を県ホームページ上で公開することを了承します。

※所有者の個人情報及び「物件所在地(大字以下)」は非公開とします。

4 当申請に係る登録物件については、他者と契約交渉中ではなく、今後も他の事業者には仲介業務を依頼しません。

5 要綱第5条の登録条件を満たしていること及び要綱第13条の暴力団等の排除要件について該当しないことを誓約します。

(要綱第5条に定める条件)

(1) 当該空き家に係る税の滞納がないこと。

(2) 売買の場合、申請者が登記名義人であること。

(3) 賃貸の場合、当該空き家の権利関係が明らか(貸主が明らか)であること。

6 今回登録を申請する空き家について、株式会社LIFULL及びアットホーム株式会社が実施する「全国版空き家バンク」で公開するために、必要な情報を提供することを承諾します。 承諾 不承諾

7 建物状況調査(※注3)について、物件登録に際し、建物状況調査の制度について説明を受けました。 はい

以下、移住定住推進市町村(地域)に物件を所有する方のみご確認ください。

8 住宅協力員に仲介を依頼する場合、契約を行う前に、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査を実施する必要があることを理解しました。

はい

- 注1 関係市町村、和歌山県及び和歌山県住宅供給公社では、情報の紹介や連絡調整等を行います。物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介業務は、わかやま和み暮らし推進協議会住宅部会が委嘱した「住宅協力員」に依頼することができます。なお、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 注2 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の規定の趣旨に基づき、申込書に記載された個人情報は、情報利用者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。
- 注3 建物状況調査とは、国土交通省の定める講習を修了した建築士(既存住宅状況調査技術者)が、建物の基礎や外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れや雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

和歌山県定住支援住宅管理機構
和歌山県住宅供給公社理事長 様

空き家バンク登録申請書

住 所

氏 名

(※記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。)

このことについて、わかやま空き家バンク管理運営要綱(以下「要綱」とする。)に定める制度の趣旨等を理解し、要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申請します。

1 登録情報について、和歌山県、市町村及びわかやま和み暮らし推進協議会住宅部会が委嘱した「住宅協力員」と情報を共有することを承諾します。

※「住宅協力員」とは、県内の宅地建物取引事業者で、市町村等と連携して空き家の賃貸借等に係る宅地建物取引の契約支援を行う、わかやま和み暮らし推進協議会住宅部会が委嘱した者をいいます。

2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(別記第2号様式)及び写真(外観、内部、周辺環境)のとおりです。

※外観写真がない場合でも登録は可能ですが、できる限り添付願います。

3 登録内容を県ホームページ上で公開することを了承します。

※所有者の個人情報及び「物件所在地(大字以下)」は非公開とします。

4 当申請に係る登録物件については、他者と契約交渉中ではなく、今後も他の事業者には仲介業務を依頼しません。

5 要綱第5条の登録条件を満たしていること及び要綱第13条の暴力団等の排除要件について該当しないことを誓約します。

(要綱第5条に定める条件)

(1) 当該空き家に係る税の滞納がないこと。

(2) 売買の場合、申請者が登記名義人であること。

(3) 賃貸の場合、当該空き家の権利関係が明らか(貸主が明らか)であること。

6 今回登録を申請する空き家について、株式会社LIFULL及びアットホーム株式会社が実施する「全国版空き家バンク」で公開するために、必要な情報を提供することを承諾します。 承諾 不承諾

7 建物状況調査(※注3)について、物件登録に際し、建物状況調査の制度について説明を受けました。 はい

以下、移住定住推進市町村(地域)に物件を所有する方のみご確認ください。

8 住宅協力員に仲介を依頼する場合、契約を行う前に、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査を実施する必要があることを理解しました。

はい

